

大阪ブルテオンアカデミー会員規約

第1章 総則

第1条（規約）

本規約は、株式会社大阪ブルテオン（以下「当社」という）が運営する男子バレーボールクラブ「大阪ブルテオン」（以下「大阪ブルテオン」という）のアカデミー組織に関する基本的事項を定め、当アカデミーの会員に適用されるものとする。

第2条（アカデミー）

1. 当社は、大阪ブルテオンのアカデミー組織として「大阪ブルテオンアカデミー」（以下、当アカデミーという。）を運営する。
2. 当アカデミーは、「大阪ブルテオン U18」、「大阪ブルテオン U15」、「大阪ブルテオン U12」及び「大阪ブルテオン スクール」（以下、総称して「当チーム」という。）で構成されるものとする。
3. 当アカデミーの事務手続きは、「アカデミー事務局」にて行う。
4. 当アカデミーの所在地は次のとおりとする。
大阪府枚方市菊丘南町2番10号

第3条（目的）

当社は、以下の目的のために、当アカデミーを運営する。

- （1）将来、SVリーグや日本代表として活躍できる選手を強化・育成する。
- （2）バレーボールの活動を通して子供達の将来に繋がる人材育成を行う。
- （3）スクール事業を展開し、バレーボール競技の普及活動を行う。

第2章 入会及び会費

第4条（入会資格）

当アカデミーの会員は、以下の要件を満たす者とする。

- （1）当アカデミーの趣旨に賛同し、本規約を遵守できること
- （2）原則として、小学校1年生から高校3年生であること（ただし、「大阪ブルテオン スクール」については別途定める）
- （3）中学校のバレーボール部に所属している場合には、当アカデミーへの入会及び主たる活動チームを「大阪ブルテオン U15」とすることについて、顧問の先生の同意を得ていること

第5条（定員）

1. 当チームの定員は、原則として、高校生30名、中学生60名、小学生80名とする。
2. 前項にかかわらず、「大阪ブルテオン スクール」の定員は、原則として60名とする。

ただし、今後活動拠点が増えた場合は、別途定員を定めるものとする。

第6条（入会募集）

当アカデミーは、ホームページ等での公募又はセレクションにより、入会の募集を行う。

なお、「大阪ブルテオン U18」の入会者は、練習会かセレクションを行った後決定するものとする。

第7条（入会手続）

1. 当アカデミーに入会を希望する者は、親権者又は法定代理人（以下「保護者」という）の同意を得た上で、当社所定の入会申込み手続を行う。

2. 当社は、前項の入会申込を受けた場合、入会の可否について審査を行い、本人又は保護者に対して、書面若しくはメール等により審査結果を通知する。

3. 当アカデミーの会員は、入会申込時の記載事項に変更が生じた場合、速やかにその旨をアカデミー事務局に届け出なければならない。

第8条（会費及び諸経費）

1. 会員は、当アカデミーが定める入会料及び月会費を、当社が指定する期日までに支払わなければならない。また、年度の更新時には当アカデミーが定める更新料を支払わなければならない。

2. 入会料、更新料及び月会費は、日割り計算を行わず、かつ理由の如何を問わず返金しない。

3. 練習・試合会場までの交通費、遠征費用（交通費、食費、宿泊費等）及び練習に必要なウェアやバッグ等の用具費その他諸費用は会員の個人負担とする。

第3章 活動

第9条（活動スケジュール）

1. 当社は、第3条所定の目的達成のため、活動スケジュールを計画し、当チームは、当該活動スケジュールに従って、に活動を行う。当チームは、夏季休暇などの長期休暇中に、合宿・試合など集中活動を行う場合がある。

2. 当社は、会員の成長やコンディション、トレーニングの進捗状況その他諸般の事情を考慮して、前項の活動スケジュールを変更することができる。

第10条（ウェアの着用）

会員は、当社が指定する大会、イベント等に参加する場合、当社が指定するウェアを着用するものとする。

第11条（活動場所）

当チームの練習会場は、原則「パナソニックアリーナ」（所在地 大阪府枚方市菊丘南町2番10号）とする。

第 12 条（活動及び昇級）

1. 会員は、当アカデミーに所属する期間において、当チームのうち当社が指定するチームに所属し、活動するものとする。
2. 会員は、当社が指定する大会、イベント等に参加しなければならない。ただし、会員が事前に当社の承諾を得た場合はこの限りではない。
3. 当社は、会員の能力や年齢等を考慮し、当社の裁量により、「大阪ブルテオン U12」から「大阪ブルテオン U15」への昇級を決定する。

第 4 章 会計

第 13 条（会費の使途）

入会料及び会費は各種登録料、保険料、消耗品購入、チーム運営費用に供する。

第 14 条（会費の管理）

当アカデミーの会計管理は、アカデミー事務局が行う。

第 15 条（会計年度）

当アカデミーの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日を以って終わる。なお、会計報告は会計年度終了後に必ず行うものとする。

第 5 章 資格の喪失（退会・除名）及び活動不参加

第 16 条（会員資格の喪失）

当社は、会員が次の各号の一に該当する場合、会員の会員資格を喪失させ又は停止させることができる。

- （1）本規約に違反した場合
- （2）会費等又は当社から指定された費用の全部又は一部の支払を 3 ヶ月以上滞納した場合
- （3）入会手続きに届け出た事項、その他の当社に届け出た事項に虚偽が含まれる場合
- （4）当社が当社に提出された会員の連絡先（電子メール又は電話番号）に連絡しても、3 ヶ月間連絡が取れない又は返信がこない場合
- （5）当アカデミーの運営を故意に妨害又は SNS 等で誹謗中傷した場合
- （6）当社及びアカデミーの名誉又は信用を傷つける行為を行った場合
- （7）当チームの活動への無断欠席が 3 ヶ月続いた場合
- （8）会員が傷害又は窃盗等の社会通念上著しく不適切と認められる行為を行った場合
- （9）その他、当社が会員として相応しくないと判断した場合

第 17 条（活動不参加）

会員が、合理的な理由により当アカデミーの活動に参加しない旨を事前に当社に申し出、当社が認めた場合は、当該会員は当アカデミーの活動に参加しなくとも所属チームの会員資格を継続することができる。ただし、当該会員は、当アカデミーの活動に参加しない期間も、会費を支払うものとする。

第 18 条（退会）

1. 会員は、退会を希望する日の属する月の前月末日までにアカデミー事務局に申し出て、当社所定の退会届を提出することにより退会することができる。
2. 前項の場合、会員は、退会日をもって会員資格を喪失する。

第 6 章 その他

第 19 条（会員の遵守事項）

会員は次のことを厳守しなければならない。

1. 当チームの指導者の指示に従い、ルールを守ること。
2. 当チームの秩序を守り、当チームの目的に沿うよう努力すること。
3. チームワークを守り、会員が明朗・快活なスポーツマンとなるよう楽しい雰囲気の中にも、真面目な行動をとること。

第 20 条（保護者の義務）

1. 会員の保護者は、会員がチームの練習を行うに適した健康状態にあるか否かを確認し、これを欠くと判断したときは、欠席、休会等の必要な処置をとらなければならない。
2. 会員の保護者は、会員の練習・試合会場への往復において安全を確保し、備品・貴重品等の管理を行わなければならない。
3. 会員の保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を会員と連帯して負担する。

第 21 条（事故・傷害の責任）

1. 当社は、会員が当チームの活動中及び往復中の事故、傷害等について、当社が加入する(財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」の補償の範囲内で補償又は賠償するものとし、当該保険の適用対象範囲を超えて何ら責任を負わない。
2. 当社は、当チームの活動中か否かにかかわらず、練習・試合会場内において発生した盗難や会員間のトラブル等について、何らの責任を負わない。

第 22 条（活動の休止及び廃止）

1. 当社は、当社の裁量により、会員への事前通知又はウェブサイトにて事前掲載した上で、当アカデミーの全部又は一部の活動を休止することができる。当社の活動休止が 1 ヶ月を超える場合、会員は当月の月会費の支払義務を負わない。
2. 当社は、当社の裁量により、会員への事前通知又はウェブサイトにて事前掲載した上で、当アカデミー

の全部又は一部を廃止することができる。当社が当アカデミーを廃止した場合、会員は廃止日に会員資格を喪失する。

第 23 条（個人情報の取扱い、活動中の肖像等）

1. 当社は、別途定める「個人情報の取扱い同意書」に基づき、会員の個人情報を取り扱うものとし、会員はそれに同意する。
2. 会員は、当社が、会員の肖像を含む当アカデミーの活動を撮影した写真、映像等を、編集、加工又は改変等した上で、当社または大阪ブルテオンのウェブサイト、SNS、広告・宣伝資料、事業報告書、クラブ案内その他当アカデミーのプロモーション活動等に使用することについて同意する。

第 24 条（本規約の変更）

当社は、会員への事前通知又はウェブサイトにて事前掲載した上で、本規約を改定することができる。会員は、本規約改定後に会員を継続することにより、変更後の規約に同意したものとみなす。なお、本規約に定めのない事項及び運営上必要な内規は、当アカデミーの判断で定めることができる。

以上

附則

1. 本規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則（一部改定）

1. 本改定規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則（一部改定）

1. 本改定規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則（一部改定）

1. 本改定規約は、令和 8 年〇月 1 日から施行する。